

議案質疑

「議案質疑」とは、町長から提出された議案の説明が行われた後、それぞれの議案の疑問点について提案者に質問することです。提案説明に含まれていない事柄についても質問することができます。

■ 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例

問 小中学校統廃合整備

計画策定委員会と町立病院経営形態検討委員会を追加される形になっていきますが、具体的にはどのような内容を検討されるのですか。

答 小中学校検討委員会ではどのような再編をするのが基本になると思いますが、統合ということになれば当然校舎を建て替えるのか、どの場所に建て替えるのか、また、通学路、距離等色々な問題がありますので、その辺も含めて全体的に検討していただくことになると思います。

町から町立病院をなくさないために、地方独立行政法人の非公務員型、指定管理、地方公営企業法の全部適用、民間譲渡

など色々な手段がありますが、これについては検討委員会の答申を待って計画したいと思います。

■ 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例

問 4月から職員定数が

減員されることで、住民サービスが低下するのではないかと懸念されますが。

答 議会が終わった後早急に内示を行い、事務の移行をスムーズにできるように時間的な余裕を取って、住民サービスが低下しないような体制を取って行きたいと思っています。

■ 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

問 答申の付議の中で議

員報酬の日当制について多くの意見が出されたこと記述されていますが、日当制の問題について事務局（総務課）から諮問されたのですか。

答 町長は日当制について諮問はしていません。報酬審議会の審議の中で、日当制でも良いのではないかとという発言が委員からありました。

問 定数の問題、費用弁償の問題、政務調査費の問題など、これまでに議会独自で行財政改革に取り組んでいることを審議会の委員さんは十分認識されていますか。

答 事務局（総務課）としては、議会がこれまでに取り組んできた行財政改革について説明した上で審議をしていただきました。

問 報酬の日当制の問題等もあると思いますが、このままでは、お金も時間もあまる人しか議員にな

れないと思います。そうなれば議会の活性化が必要とか、議員は必要ないという流れが起きてしまうことも、是非考えていただきたいのですが。

答 議員活動が有効にできる額がどれくらいが適正なのか分かりませんが、議会制民主主義の中では、行政と議会とが対等な立場であることも十分認識していただきながら、議員報酬について十分な議論をいただかなければならないと考えています。

■ 平成22年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）

問 農業振興費の負担

金補助及び交付金が437万9千円減額されていますが、その内容は。

答 活力ある高収益園芸産地育成事業で保冷庫を購入する予定にしていま

したが、この事業が廃止となりましたので、改めて、4月に同事業の要望を取りましたら、ハウスを設置するということで、1件要望ができましたので、その分が減額となっています。

水田農業担い手機械導入支援事業において、見積もりを取った時点の金額から、事業を実施した時の金額が減額となりましたので減額しています。



新規事業要望で設置されたハウス

【問】 財産収入ですが、土地売却収入が3451万9千円追加されていますが、その内容は。

【答】 インターチェンジ・ループ内の鴻ノ毛緑地について、県から調整池を作りたいたいということで、買収したい旨の要望があり、この売り渡し額が3438万3312円と個人宅地内の里道の払い下げが13万6720円の合計でこの金額となっています。

【問】 町有地の有効利用を今後、どのように進めて行きますか。

【答】 売却可能な資産の取りまとめはできています。今後は公募の形でやって行きたいと思っています。

【問】 これまで基本的には町有地に隣接する方を優先して土地を譲渡していましたが、隣接の方で譲渡希望がない場合は改め

て公募を行い売却を進めていきます。

■ 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）

【問】 貸付金の繰上償還を、今までは一般会計の収入にしていたのを起債の償還に充てるということですが。

【答】 貸付金の年間の償還額が決まっています。回収金で足りない部分を一般会計から繰出して補填しているということから、繰上償還額を町の収入に入れておいたということですが。昨年、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理機構の監査で繰上償還金は元金の償還に充てるべきとの指摘を受けましたので、町の収入になっていた分を、今回繰上償還金として元金の方に充てるということになります。

■ 平成23年度鞍手町一般会計予算

【問】 平成22年度一般会計補正予算の説明の中にも

ありましたが、売却可能な資産は公募により売却を進めて行くということですが、具体的にはいつ頃から公募する計画ですか。

【答】 現段階で売却可能な資産の取りまとめをしています。これは全体的に不動産鑑定を行っていませんので、不動産鑑定を行いたい段階で公募をしていきたいと思っています。具体的な日程は決まっています。

【問】 町有地にも大小があると思いますが、大体どれぐらいの規模を売却可能と考えているか、また、売却して処分する土地と残して利用する土地の仕分けをすることが大事だ

と思うが、どのように考えますか。

【答】 基本的には、普通財産から処分していくことになり。将来行政財産として利用可能なものは当然、売却資産として上げていません。あくまでも住宅地、一団の土地である程度まとまっているもの、その部分の取捨選択はいたします。



旧宮本学園跡地

【問】 町長の交際費についてお尋ねします。インターチェンジも完成し、これ

からという時に前と同じ予算額だが町の発展のための活動ができるのか、その辺をよく検討されて予算計上されましたか。

【答】 23年度の町長交際費は例年の実績に基づいて計上させていただいていますが。交際費を使っても色々な活動をすべきではないかとの質問だと思いますが、交際費の用途については、現在、用途基準を設けて、支出しています。議会においても使途基準を作って公表もされていますように、町長交際費についても、毎月町のホームページにおいて公表し事務を進めています。町の発展のために色々な活動を行う必要があれば、別途、予算組みをして活動の場に充てる方がよいのではないかと思います。

【問】 行財政改革に基づいて、23年度の予算を組まれたと思うが、どれぐら

いの削減効果があるのですか。

【答】 今回の特別職の給与改定や議員報酬等の改定によりまして全体で680万円程度の減額が見込まれます。また、職員の不補充等で約3000万円の削減効果があると思っています。さらに職員旅費の見直しで、年間200万程度の削減効果が期待されます。

【問】 文書広報費の駐在員・連絡員の事務費が削減されていますが、その辺の根拠を説明してください。

【答】 これは町の財政が厳しい中で、議員をはじめ、町長、副町長、非常勤の特別職も減額になります。このように厳しい現状の中で皆さんが心をつなげて、鞍手町のために汗を流そうという理解がいただけているので減額しています。

問 駐在員の身分はどのようになっていますか。

答 非常勤の公務員です。

問 子宮頸ガン予防等のワクチンが不足しているとの新聞の記事にありましたが、鞍手町ではワクチンは確保されていますか。また、対象者は何名ですか。

答 薬品卸屋からワクチンが不足し、当分の間供給ができないとの連絡があつています。現在の高校1年生はもうすぐ2年生に進級しますが、国は2年生になつてもワクチンの接種ができる措置を講じています。ワクチンそのものについては、来年度(4月)までに入荷できると思つています。また、子宮頸ガンワクチン接種予定者は517人です。

平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算

問 来年度の工事予定と加入率が、どのようになつていきますか。

答 工事の予定としては、推進工法で本町交差点から立林方面に向けてと中山西区から役場に向けての二箇所を予定しています。後は開削工法で裏田団地と周辺の一部、中山西区と東区の一部を予定しています。普及率については、平成23年3月現在で32.4%になつています。

問 下水道工事をしなくても受益者負担金を払わなければならないが、その状況はどのようになっていますか。

答 受益者負担金につきましては、来年度は中山北区、東区、西区、い牟田区、裏田団地の一部で

負担金を掛けるようにしています。面積にしまして11万平方メートル、金額では5500万円程度を見込んでいます。

鞍手町環境美化に関する条例の一部を改正する条例

問 議員発議ですから、提出議員にお尋ねしますが、今回罰則規定を設けようとする最大の理由、実効性を含めてどのように考えていますか。

答 確かに実効性があるかどうかは非常に難しいものがあります。鞍手町の環境美化条例が設置された頃は、罰則規定を設けている市町村はほとんどありませんでしたが、近年、罰則規定を設ける市町村が出てきています。その内容をみますと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用を受けない、例えばゴミの

ポイ捨てや放置車輛についてカバーすることによって、抑止効果があるのではないかと思つています。また、ゴミを捨て

た人を特定して、町職員が警察に訴えても、ほとんど相手にしてくれない状況にあります。そのため、町が独自に罰則規定を設けた条例を整備しておけば、それを強く求めることができるとはいかないかと判断し、今回、提案しました。

問 条例が可決されれば、行政の方は、条例に基づいて事務を進めて行かなくてはならないが、行政等の関係機関と十分な調整ができてなければ、難しい問題が出てくるのではないかと思いますが、いかがですか。

答 行政との調整は行つていません。

問 罰則規定が新たに加わるわけですが、この懲役刑と罰金が妥当なもの

かを相談して決められたのですか。

答 インターネットで調べた資料を持っています。この改正案以上に厳しいところもあります。罰金のみのもありません。これは上限ですから、ある程度の厳しさが無いといけないと思つたので、他の市町村の条例を一つ一つ検討して、判断いたしました。

問 政務調査に行かれたということですが、調査をされた市で実際に罰則を適用されたのかどうかをお聞きます。

答 罰則を適用した事例はないとのことですが、それでも抑止効果として3年間でゴミの不法投棄が半減したというところでしたので、かなりの効果があると感じています。



大谷自然公園近くに不法投棄されたゴミ